

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 特定施設の設置の許可申請  
公金事務の委託
- 〃
- 〃

環境管理課  
生活衛生課  
警察本部運転免許課

### 【公告】

- 国土調査の成果の認証
- 〃
- 土地改良区役員の就任届
- 土地改良事業の工事完了
- 二級建築士の免許の取消し
- 公募型プロポーザル方式による特定役務の調達手続の実施

中山間・地域振興課  
耕地課  
〃  
建築指導課  
教育委員会

### 【選挙管理委員会】

- 個人演説会等を開催することができる施設  
の異動

選挙管理委員会

### 【労働委員会】

- 岡山県労働委員会あつせん員候補者

労働委員会

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二百三十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和八年四月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 株式会社ウエルフナムフーズ

住所 東京都千代田区九段南一丁目6番5号

氏名 代表取締役 小田切基浩

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 株式会社ウエルフナムフーズ 岡山事業所

所在地 新見市西方 1567

# 令和8年4月21日 岡山県公報 第12796号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	廃止		新設		廃止		新設		廃止	
工場又は事業場における施設番号		C4		C4		C5		C5		C6	
種類		2-イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設		同左		同左		同左		同左	
能力		6,000羽/h		同左		同左		同左		同左	
工事着手予定年月日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-	
工事完成予定年月日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-	
使用開始予定年月日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続12時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水量 (m <sup>3</sup> /日)	12.6	13.3	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	pH	5.8~8.6	5.8~8.6								
	BOD (mg/L)	480	480								
	COD (mg/L)	200	200								
	SS (mg/L)	300	300								
	油分 (mg/L)	90	90								
	T-N (mg/L)	80	80								
	T-P (mg/L)	10	10								
大腸菌数 (CFU/mL)	無数	無数									

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

令和8年4月21日 岡山県公報 第12796号

区 分	新 設		
工場又は事業場における施設番号	C6		
種 類	2-イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設		
能 力	6,000羽/h		
工事着手予定年月日	許可後直ちに		
工事完成予定年月日	許可後直ちに		
使用開始予定年月日	許可後直ちに		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	断続 12 時間		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	12.6	13.3
	p H	5.8~8.6	5.8~8.6
	BOD (mg/L)	480	480
	COD (mg/L)	200	200
	S S (mg/L)	300	300
	油 分 (mg/L)	90	90
	T-N (mg/L)	80	80
	T-P (mg/L)	10	10
大腸菌数 (個/cm <sup>3</sup> )	無数	無数	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和8年4月21日 岡山県公報 第12796号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

## 2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和8年4月21日から同年5月12日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び新見市役所

ホームページ <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/29/>

◎岡山県告示第二百三十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和八年四月二十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

一般社団法人津山食肉処理公社

津山市国分寺九の一番地

二 指定をした日

令和八年三月十六日

三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

岡山県保健医療関係手数料徴収条例(令和五年岡山県条例第十号)に基づくと畜場の設置の許可の申請に対する審査及び獣畜のとさつ又は解体の検査並びに岡山県証明事務手数料条例(昭和三十一年岡山県条例第五号)に基づく県が行う証明事務に係る手数料

四 委託をした日

令和八年四月一日

五 公金事務を取り扱う期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

令和8年4月21日 岡山県公報 第12796号

◎岡山県告示第二百三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和八年四月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

名称	所在地
一般財団法人岡山県交通安全協会	岡山市北区御津中山四四四番地三
株式会社モトヤエデュケイツ	倉敷市中島二二三六番地一〇〇
株式会社大和	兵庫県姫路市書写二〇八一番地三
株式会社岡山自動車教習所	岡山市中区土田三二〇番地
株式会社クラブウッドライビングスクール	倉敷市北浜町六番一号
株式会社旭東自動車教習所	瀬戸内市邑久町豆田一〇八三番地
株式会社 SIGNAL BLUE	高梁市正宗町一九〇五番地
学校法人津山基督教学園	津山市沼一二四番地
株式会社勝英自動車学校	勝田郡勝央町平一二二七番地の六
株式会社稲荷自動車教習所	岡山市北区小山五四四番地
株式会社新見自動車教習所	新見市西方二九二九番地の二
株式会社倉敷マスカット自動車学校	倉敷市松島一〇九番地
株式会社岡山ももたろう自動車学校	岡山市北区野殿東町三番二五号

二 指定をした日

令和八年三月二十五日

三

指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入岡山県内の各自動車教習所において収納する手数料

四

委託をした日  
令和八年四月一日

五

公金事務を取り扱う期間  
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

◎岡山県告示第二百三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和八年四月二十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地  
株式会社オーロドライブングスクール  
玉野市用吉一六九七番地一
- 二 指定をした日  
令和八年四月一日
- 三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
岡山県内の各自動車教習所において収納する手数料
- 四 委託をした日  
令和八年四月一日
- 五 公金事務を取り扱う期間  
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

〔一六七〕国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のおり国土調査の成果を認証した。

令和八年四月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市	調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
倉敷市	倉敷市の地籍図及び地籍簿	令和五年四月 ～ 令和七年二月	倉敷市の地籍図及び地籍簿	広江一丁目 の一部	令和八年四月十四日

〔二六八〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、土地改良区役員の就任の届出があつた。  
令和八年四月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称  
児島湾七区土地改良区

二 就任役員

就任役員  
氏名

住 所

森安 純一

岡山市南区西高崎五二

理事監  
事の別  
監事

〔一六九〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

令和八年四月二十一日

事業主体	地区名	岡山県知事	伊原木 隆 太	完了年月日
足守土地改良区	鍛冶屋	かんがい排水	令和八・三・一〇	
石橋樋門			令和八・三・二六	

〔二七〇〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

令和八年四月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

令和八年四月十日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

大村 健次 二級建築士 第三〇四六号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該建築士が死亡した旨の届出があったため

〔一七一〕政府調達に関する協定の適用を受ける特定役務の調達について、次のとおり公募型プロポーザル方式による調達手続を実施する。

令和八年四月二十一日

岡山県知事 伊原 隆 大

## 1 調達内容

- (1) 調達件名  
岡山県立学校次世代ネットワーク環境構築及び保守業務
- (2) 調達の特質等  
岡山県立学校次世代ネットワーク環境構築及び保守業務仕様書のとおり(以下「仕様書」という。)
- (3) 契約期間  
契約締結日から令和13年3月31日まで
- (4) 履行場所  
受託者事業所内及び岡山県教育委員会の指定する場所
- (5) 契約方法  
技術提案型契約方式(プロポーザル方式)により公募する。

## 2 技術提案に参加できる者の資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和8年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和8年岡山県告示第26号(情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、参加資格の申請手続等)に定める資格をいう。)を得ている者で、業務種目の大分類が「8情報・通信サービス」であり、格付区分がAであるものであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号)の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (7) 情報システムに係る認証等の資格(プライバシーマーク、ISMS等)を有していること。
- (8) コンソーシアムの各構成員は、同一業務について2以上のコンソーシアムを構成できないものとする。

## 3 申請先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室

# 令和8年4月21日 岡山県公報 第12796号

電話：(086) 226-7826

電子メールアドレス：kvoikujoho@pref.okayama.lg.jp

なお、岡山県教育庁高校教育課高校教育情報化推進室を事務局とする。

## 4 技術提案参加資格確認申請手続

この技術提案に参加を希望する者は、次に掲げるところにより、技術提案参加資格の確認を受けなければならない。

### (1) 技術提案参加資格確認申請書の交付等

ア 交付期間

令和8年4月21日(火)から同年5月11日(月)まで(岡山県の休日を含める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室のホームページに掲載する。

### (2) 技術提案参加資格確認申請書の受付等

ア 受付期間

令和8年4月21日(火)から同年5月11日(月)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 提出書類

(ア) 技術提案参加資格確認申請書(様式第2-1又は2-2号)

(イ) 法人に関する調書(コンソーシアムの場合は、構成員ごとに提出)

(ウ) コンソーシアム協定書の写し(コンソーシアムの場合のみ提出)

(エ) コンソーシアムの結成について権限を有する者の委任状(コンソーシアムの場合のみ提出)

(オ) 機密保持誓約書

ウ 提出場所

3の申請先及び問い合わせ先と同じ。

エ 提出方法

4(2)イの提出書類をPDFファイルで、3の電子メールアドレスに提出すること。

オ 参加辞退

参加表明手続後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式第5号)をPDFファイルで3の電子メールアドレスに送付すること。

### (3) 結果通知等

技術提案参加資格について審査し、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。なお、技術提案参加資格が不適合と認められた者は、令和8年5月14日(木)までに3の電子メールアドレスにメールする方法により、その理由について説明を求められることができる。

## 5 技術提案説明書の交付等

### (1) 技術提案説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和8年4月21日(火)から同年5月11日(月)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室のホームページに掲載する。

ただし、仕様書等については、4(1)イに掲載する機密保持誓約書に必要事項を記入の上、3の電子メールアドレスに提出することにより電子メールにて交付する。

6 技術提案書の説明

この技術提案に参加する者は、次のとおりプレゼンテーションにより説明を行わなければならない。

(1) 技術提案審査説明会の日時及び場所

ア 日時

令和8年5月27日(水) (詳細な時刻は、別途連絡する。)

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県庁西庁舎 教育委員室

(2) 技術提案書等の提出

技術提案に参加する者は、次の場所に技術提案書等を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年5月11日(月) 午後5時(必着)

イ 提出先 3に同じ。

ウ 提出書類

下記書類をPDFファイルとしたものを1部

(ア) 岡山県立学校次世代ネットワーク環境構築・保守業務の提案書について(様式第4号)

(イ) 技術提案書(任意様式)

(ウ) 企業等の概要

(エ) 見積書(任意様式でその内訳を記載)

エ 提出方法

6(1)ウの提出書類をPDFファイルで、3の電子メールアドレスに送付すること。(メール1通につき、10MB以内として送付すること。)

また、送信後には、到着したことを電話で3に確認すること。なお、メールの件名は【提出】岡山県立学校次世代ネットワーク環境構築・保守業務委託\_提出日\_会社名」とすること。

オ 問い合わせ先

3に同じ。

(3) 最優秀提案者の選定

ア 技術提案審査説明会に先立ち、事務局は実績に対する評価及び経費見積書の価格に対する評価について、事前評価する。

イ 審査委員は、技術提案書及び提案者によるプレゼンテーションをもとに提案内容に対する評価により、提案の評価(200点満点)を行い、事務局が集計する。

ウ 集計結果をもとに、全審査委員による協議を行って最優秀提案者を選定し、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。なお、当該得点について、同点の提案者が複数となった場合は、審査委員の協議により順位を決定することとする。なお、各委員の評価に係る採点の平均点が120点に満たない場合は、評価の対象とならない。

7 その他

(1) 技術提案及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則 (昭和 61 年岡山県規則第 8 号) 第 131 条及び第 133 条の規定による。

- (3) 契約保証金  
岡山県財務規則第 153 条及び第 155 条の規定による。
- (4) 契約書の作成の要否
- (5) その他

詳細は、技術提案説明書等による。

#### 8 Summary

- (1) Name and quantity of the services to be procured :  
Next-generation network environment construction and maintenance services of Okayama Prefectural Schools
- (2) Contract period :  
From Date of Contract through 31th March, 2031
- (3) Fulfillment place :  
Specify in the technical proposal
- (4) Date of Technical Proposal :  
27th May 2026
- (5) Contact point for notice :  
Okayama Prefectural Board of Education, High School Education Division,  
Educational Information Promotion Office  
2 - 4 - 6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,  
Japan  
Tel : (086) 226-7826  
Email : kyoikujoho@pref.okayama.lg.jp



◎岡山県労働委員会告示第二号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定により委嘱した岡山県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

令和八年四月二十一日

岡山県労働委員会

会長 西田和弘

岡山県労働委員会あつせん員候補者名簿

(令和8年4月9日現在)

区分	氏名	現職等	委嘱の日付	労働委員会	
				労働者委員	使用者委員
労働委員会	西田和弘	岡山大学大学院法務研究科教授	令和6年11月28日	労働者委員	使用者委員
	濱田陽子	岡山大学法学部教授	〃		
	岡部宗茂	弁護士	〃		
	大河健二	特定社会保険労務士	〃		
	安田祐介	弁護士	〃		
	檜本博美	元岡山県教職員組合特別執行委員	〃		
	林康宏	運輸労連岡山県連合会執行委員長	〃		
	難波浩一	倉敷化工労働組合顧問	〃		
	古角美姫	全日通労働組合岡山県支部組織文化部長	〃		
	藤井秀俊	連合岡山事務局長	令和8年2月12日		
労働委員会	梶原康彦	梶原乳業株式会社代表取締役社長	令和6年11月28日	労働者委員	使用者委員
	横山圭介	横山石油株式会社代表取締役社長	〃		
	石田敦志	株式会社インダ代表取締役	〃		
	西谷治朗	岡山県経営者協会専務理事	〃		
	三宅崇文	おかやま信用金庫専務理事	〃		
	近藤宏明	岡山県労働委員会事務局長	令和8年4月9日		
	門脇学	岡山県労働委員会事務局次長	〃		
事務局職員	鳥越有子	岡山県労働委員会事務局総括参事	〃		